

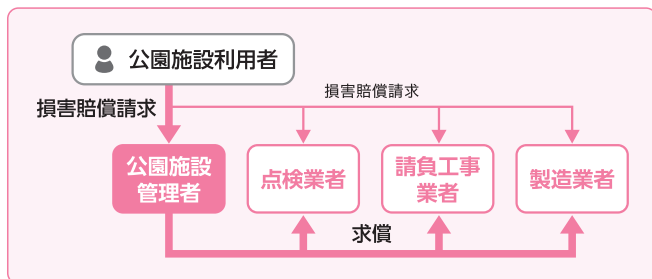


特集

公園施設における賠償責任

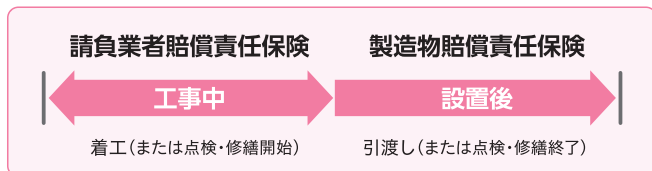
責任ある総合的な補償体制が必要です

遊具をはじめ、公園施設の欠陥や瑕疵が原因で事故が発生した場合には、管理者が損害賠償責任を負うことになります。しかし事故原因によっては、製造・施工や点検・修繕を行った者に責任が生じる場合があり、その場合には応分の負担を求める必要があります。したがって、発注する際にはこうした“備え”がしっかりしている企業(業者)へ発注することが重要です。



対象は工事中と設置後の事故

JJFAの「公園施設団体賠償責任保険」は「請負業者賠償責任保険」と「製造物賠償責任保険」からなっており、工事中と引渡し後の製造物に対する事故に備えています。



「請負業者賠償責任保険」では、設置工事や点検・修繕業務の作業中に発生する以下のような事故が対象になります。

1. 作業中に通行人などにケガをさせた
2. 作業中に施設や他人の財物を損壊させた

「製造物賠償責任保険」では、会員企業が設計・製造・販売・施工・点検・修繕を行って引渡しした施設の欠陥や瑕疵が原因で利用者の身体や財物に損害を与えた場合を想定しています。

JJFA会員は全会員が加入しています

すべてのJJFA会員は、公園施設に関わる賠償責任を踏まえた「公園施設団体賠償責任保険」への加入が義務付けられています。したがって、万一事故が発生しても、すべての会員が責任ある充実した補償ができるようになっています。また、設計・製造・施工・点検・修繕を行った業者が別々でも、どちらも会員企業であれば、それぞれの責任割合を明確に区分する必要がないため、円滑に保険金が支払われます。

小規模の会員企業でも充実した補償

JJFAには大小さまざまな規模の会員企業が在籍していますが、団体賠償責任保険のため、企業の組織や事業の規模にかかわらず、下記のような充実した補償ができる体制を整えています。今後、都市公園法改正により年1回の遊具の定期点検が任意から法令化されますが、点検のみを行う会員企業にも充実した備えが整っています。

■ 保険金額

補償区分	保険金額	自己負担額
工事中 (請負業者) 賠償責任保険	対人: 1名 5億円 1事故 5億円 対物: 1事故 2,000万円	1事故につき 対人5万円 対物5万円
製造物 賠償責任保険	対人: 1名 5億円 1事故 期間中 5億円 対物: 1事故 期間中 2,000万円	1事故につき 対人5万円 対物5万円



団体賠償責任保険Q&A

Q JPFA会員が他社製品の点検・修繕後に事故が発生した場合は補償の対象になりますか？

A 点検・修繕の内容に過失があれば対象になります。ただし、製造者にも責任がおよぶケースは、会員の責任割合に応じて保険金が支払われます。

Q 標準使用期間を超えた施設に発生した事故は？

A 標準使用期間を超えた施設であっても、施設の製造上の欠陥・瑕疵が原因の場合には補償の対象となります。ただし、標準使用期間を超えた施設は、相応する劣化が進んでおり、劣化が原因の場合には基本的に管理上の責任が問われます。

Q 利用者の不注意で発生した事故は？

A 製品・作業結果に欠陥がなく、法律上の損害賠償責任が発生しない場合には、補償の対象になりません。

Q 製品自体の保証もこの保険の対象になりますか？

A 「公園施設団体賠償責任保険」の対象になるのは、あくまでも事故や瑕疵により法律上の損害賠償責任を負う場合に限られます。いわゆる「製品保証」に関する事項は各JPFA会員企業にお問い合わせください。

Q 保険金が支払われた事故は？

A 一部ですが、以下のような事例があります。

- ① 設置したタイヤぶらんこのロープが外れ、女児が転落受傷。
- ② 設置した大型遊具の階段が外れ、41歳男性が転落し、両足首骨折。
- ③ 製造したターザンロープのワイヤーロープが破断し遊んでいた児童が圧迫骨折。

Q 保険金が支払われなかった事例は？

A 以下の例は、施設に欠陥や瑕疵がなく、法律上の損害賠償責任が生じなかったために、補償の対象になりませんでした。

- ① 52歳男性が1歳の孫を抱きかかえてすべり台を滑った時、着地に失敗して男性が右足を骨折。
- ② 4歳児がアヒルの形をしたスプリング遊具を強く揺すった際に、口にアヒルの後頭部が当たり、歯が折れた。
- ③ 男児がベンチから飛び降り、転倒した際に、コンクリート地面に取り付けてあるボルト部分に頭が当たり、頭がい骨陥没骨折。



保険の対象となる施設・商品(主なもの)

※下記以外の施設でも、JPFAの会員企業が製造・点検・修繕した施設であれば保険が適用できる場合があります。詳細は各会員企業にお問い合わせください。

街路および広場	舗装(石、化粧コンクリート、レンガ、タイル、ブロックなど)
修景施設	花壇、噴水、水流、滝、築山、彫像、彫刻、記念碑、レリーフ、灯ろう、樹木保護装置、フラワーポット、その他これに類するもの
休養施設	休憩所、シェルター、日陰棚、ベンチ、野外卓、その他これに類するもの
遊戯施設	木製・鉄製・コンクリート製遊具、FRP遊具、その他これに類するもの
便益施設	時計塔、水飲み場、手洗い場、その他これに類するもの
管理施設	門、柵、駐輪場、車止め、掲示板、サイン、樹木板、照明施設、くず箱、灰皿、その他これに類するもの
その他	<ul style="list-style-type: none">● スポーツ・レクリエーション活動および各種の文化活動のための場として整備・提供される空間● 遊園地、公開空地をはじめとする建築物外構部● 駅前広場● ペDESTリアンデッキ、商店街のモール、歩道、環境施設帯、駐車場、パーキングエリア、サービスエリア● 河川敷、学校などの教育施設など● 公園緑地的な要素を有する場所に設置される工作物など

【発行】 JPFA NEWS 第5号 平成30年(2018年)4月1日発行

一般社団法人 日本公園施設業協会

〒104-0043 東京都中央区湊2-12-6

TEL:03-3297-0905 / FAX:03-3297-0906

公式Webサイト: <https://www.jpfa.or.jp>